

第16回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年11月18日
 告示番号 第18号
 会議年月日 令和7年12月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹
 局長補佐 浅岡 栄 嗣
 農地係長 金野 亨
 主 事 佐藤 孝 河

本日の案件 第16回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時

議 長	<p>ただ今から、第16回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、7番 菅原 聡子 委員、11番 阿部 久美子 委員より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に14番 佐藤 喜明 委員、15番 鈴木 耕多 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、佐藤 主事 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第34号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

局 長

1 ページをお開き願います。

報告第34号、専決処分 of 報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から5ページの第15号までの15件、15名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和7年12月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書を送付する」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第34号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第34号」の質疑を終わります。

次に、「報告第35号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

6 ページをお開き願います。

報告第35号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号及び第2号の2件、5筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、

議 長

8 番
佐藤 和威治 委員
農 地 係 長

8 番
佐藤 和威治 委員
議 長

議 長

農 地 係 長

担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、作業の効率化を図るため、畦畔の除去を行おうとするもの。

また、作業の効率化を図るため、切土や盛土を行い段差を解消しようとする申請内容です。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第 35 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

8 番 佐藤 和威治 委員

2 号の工事施工者の団体は、法人格がある団体でしょうか。

法人格の有無については、確認しておりません。

工事施工者として、その能力があることは確認しております。

法人格がない団体を議案に記載する際は、代表者名まで記載するのではないかと思います、質問した次第です。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第 35 号」の質疑を終わります。

次に、「報告第 36 号 農地法第 5 条許可申請書の取下願の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

7 ページをお開き願います。

報告第 36 号 農地法第 5 条許可申請書の取下願の報告について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条許可申請書の取下願出書の提出があったので、報告するものです。

第 1 号・第 2 号とも一関地域の同じ転用事業に係る取下げです。

譲受人が、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、農地転用を行う計画で令和 6 年 1 月 25 日開催の総会において意見決定を行ったものでしたが、農業従事者の継続的な雇用が難しい見通しとなったため、取下願出書の提出があったものです。

県の許可には至っていないため、取下げに関する意見の決定で

議 長
議 長
局 長

はなく、報告とするものであります。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第 36 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第 36 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 100 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

8 ページをお開き願います。

議案第 100 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請 5 件です。

第 1 号及び 9 ページの第 3 号につきましては、借受人において従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間です。

8 ページにお戻りいただきまして、第 2 号につきましては、譲渡人が経営規模の縮小を考えており、譲受人において経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

9 ページをお開き願います。

第 4 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 5 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前から借受けていた農地を引き続き耕作したいため使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間です。

10 ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請 18 件です。

第 6 号及び第 7 号、11 ページの第 8 号及び第 10 号、12 ページの第 11 号、13 ページの第 15 号及び第 16 号、ページ飛びまして 15 ページの第 21 号、16 ページの第 23 号、これら 9 件につきま

しては、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き借受けようとするもので、貸借期間及び賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

11 ページにお戻りいただきまして、第9号及び12ページの第12号につきましては、いずれも譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第13号及び13ページの第14号につきましては、いずれも貸付人が経営規模の縮小を考えており、借受人において経営規模拡大のため、賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年12月31日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

14ページをお開き願います。

第17号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第18号及び第19号につきましては、いずれも、これまで貸付人から借受けていた方が耕作管理できない状態となったことから、新たに、経営規模の拡大を希望している借受人に対して、賃貸借により貸し付けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年12月31日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

15ページをお開き願います。

第20号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第22号につきましては、譲渡人自らが理事を務める農事組合法人に対して農地を譲り渡し、譲受人となる農事組合法人においては経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請9件です。

第24号から18ページの第29号までの6件につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることか

ら、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き耕作したいため、使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間です。

19 ページをお開き願います。

第 30 号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、従前から借受けて耕作していた農地を売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 31 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 32 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において自身が構成員となっている農事組合法人で集積し耕作したいため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

20 ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請 1 件です。

第 33 号につきましては、譲渡人が遠方に転居されるため耕作管理できない状態となることから、譲受人において経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請 1 件です。

第 34 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間です。

21 ページをお開き願います。

次に、室根地域に係る申請 1 件です。

第 35 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請 1 件です。

		<p>第 36 号につきましては、貸付人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第 100 号」の説明を終わります。</p> <p>ここで一旦、休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>再開いたします。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
16番		<p>一関地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。</p>
齋藤 佳記 委員		<p>現地調査日、令和 7 年 12 月 11 日、木曜日、午前 9 時より、現地調査員 農業委員 菅原委員、私 齋藤、農地利用最適化推進委員 大越委員、小岩委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。</p> <p>報告内容、第 1 号から第 5 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議	長	<p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
13番		<p>花泉地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。</p>
及川 治雄 委員		<p>現地調査日、令和 7 年 12 月 10 日、水曜日、午前 9 時 30 分より、現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 及川委員、千葉委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。</p> <p>報告内容、第 6 号から第 23 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議	長	<p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
5 番		<p>大東地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。</p>

及川 務 委員

現地調査日、令和7年12月10日、水曜日、午後1時30分より、
現地調査員 農業委員 私 及川、農地利用最適化推進委員 小
野寺委員、小崎委員、支所職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第24号から第32号について、別紙農地法第3条現
地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、
効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題
ないと思われます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

24番

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

藤野 秀一 委員

現地調査日、令和7年12月10日、水曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 私 藤野、農地利用最適化推進委員 畠
山委員、小野寺委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第33号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用
が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

2番

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

鈴木 弘也 委員

現地調査日、令和7年12月10日、水曜日、午前10時より、現地
調査員 農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 千葉委
員、小野委員、支所職員 菊池主任主事で行いました。

報告内容、第34号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用
が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

17番

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

藤原 美喜男 委員

現地調査日、令和7年12月10日、水曜日、午前9時より、現地
調査員 農業委員 鈴木委員、私 藤原、農地利用最適化推進委
員 小松委員、岩渕委員、菅原委員、支所職員 伊東主査、小野
寺主任主事で行いました。

議 長
23番
千葉 平 委員

報告内容、第35号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年12月10日、水曜日、午前9時より、現地
調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小山委
員、佐藤委員、事務局職員 佐川主査で行いました。

報告内容、第36号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用
が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第100号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に
対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第100号」を可と決します。

次に、「議案第101号 農地法第4条第1項の規定による許可
申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

22ページをお開き願います。

議案第101号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対
する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提
出があったので、可否について、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請1件です。

議 長

16番
齋藤 佳記 委員

議 長

5番
及川 務 委員

第1号は、申請人が、共同住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第2号は、申請人が農道兼宅地進入路を整備するため転用申請するもので、追認案件です。

申請者は、自宅に隣接する当該農地を平成31年3月に取得したのですが、耕作の利便を図るため、自宅に隣接した部分を農道として利用していたところ、元々の宅地進入路が狭かったこともあり、令和3年頃に申請者の母の福祉施設への送迎車両の進入路等として利用するようになり、アスファルト舗装を行ったものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第101号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請人が農道兼宅地進入路を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。
(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第 101 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。
よって、「議案第 101 号」を許可相当と決します。
次に、「議案第 102 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

23 ページをお開き願います。
議案第 102 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。
まず、一関地域に係る申請 3 件です。
第 1 号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため、転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の第 1 種住居地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。
第 2 号は、譲受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。
第 3 号は、譲受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。
農地区分は、都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。
次に、花泉地域に係る申請 3 件です。
第 4 号は、借受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。
農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に

資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

第5号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第6号は、借受人が農業用機械の駐車場を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、農業用施設であるため不許可の例外規定に該当すると考えられます。

次に千厩地域に係る申請1件です。

第7号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に東山地域に係る申請1件です。

第8号は、譲受人が資材置場を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和5年9月22日付けで農振除外済み農地です。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、8件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第102号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

16番

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

齋藤 佳記 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

議 長

13番

及川 治雄 委員

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

第5号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第6号、申請人が農業用機械駐車場及び資材置場等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

議 長

24番

藤野 秀一 委員

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第7号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

議 長

2番

鈴木 弘也 委員

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請人が資材置場及び通路等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

		<p>以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 102 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。 よって、「議案第 102 号」を許可相当と決します。 次に、「議案第 103 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。</p>
農地係	長	<p>事務局の説明を求めます。 26 ページをお開き願います。 議案第 103 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。</p>
		<p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、一関地域の 3 件です。 第 1 号は、転用事業者が太陽光発電設備を整備するため、令和 7 年 6 月 26 日に転用許可を受けたものですが、当初予定していた太陽光パネルが廃番となり、代替品で対応することとなったため、設置枚数と工期を変更しようとするものです。 当初予定していた竣工日から遅れての変更申請になりましたが、代替品の検討と設計変更に不測の時間を要したことから、やむを得ないものと判断しました。 第 2 号及び第 3 号は、転用事業者が公共下水道工事に伴う臨時駐車場等として一時転用許可を受けたものですが、転用期間内で下水道工事を完了することが難しい見込みであるため、一時転用期間を延長しようとするものです。</p>
議	長	<p>以上で説明を終わります。 以上で、「議案第 103 号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第 103 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 103 号」を許可相当と決します。

次に、「議案第 104 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

27 ページをお開き願います。

議案第 104 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 78 件、貸借・再配分が 1 件、貸借・貸付が 2 件、売買・即売りが 2 件、売買・一時貸付が 1 件です。

29 ページをお開き願います。

はじめに貸借・一括方式ですが、1 号から 48 ページの 60 号までの 60 件が一関地域の申請、61 号から 49 ページの 69 号までの 9 件が大東地域の申請、70 号の 1 件が東山地域の申請、50 ページに移りまして、71 号 72 号の 2 件が室根地域の申請、73 号から 51 ページの 77 号の 5 件が川崎地域の申請、78 号の 1 件が藤沢地域の申請です。

52 ページをお開き願います。

次に貸借・再配分ですが、川崎地域 1 件の申請です。

53 ページをお開き願います。

次に貸借・貸付ですが、一関地域、花泉地域それぞれ 1 件の申請です。

54 ページをお開き願います。

次に売買・即売りですが、一関地域、花泉地域それぞれ 1 件の申請です。

55 ページをお開き願います。

次に売買・一時貸付ですが、一関地域 1 件の申請です。

売買・一時貸付は、将来の売渡しを前提として、経営が安定するまでの間、一時的に貸付けを行う制度ですが、今般、当初予定していた一時貸付期間（3年間）が満了したため、売買を行おう

		とするものです。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で、「議案第 104 号」の説明を終わります。
		なお、44 ページ【貸借・一括】第 47 号～48 号については、 4 番 佐藤 宗雄 委員が、53 ページ【貸借・貸付】第 2 号につ いては、21 番 佐藤 多賀幸 委員が、農業委員会等に関する法 律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、 これを除き審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 104 号」【貸借・一括】第 47 号～48 号及び【貸借・貸 付】第 2 号を除き可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって可と決します。
		次に、【貸借・一括】第 47 号～48 号について審議いたします。
		佐藤 宗雄 委員は退室願います。
		(午後 3 時 46 分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 104 号」【貸借・一括】第 47 号～48 号を可と決する方 は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、可と決します。
		佐藤 宗雄 委員は入室願います。
		(午後 3 時 47 分 入室)
議	長	佐藤 宗雄 委員に申し上げます。
		「議案第 104 号」【貸借・一括】第 47 号～48 号を可と決しまし た。
		次に、【貸借・貸付】第 2 号について審議いたします。
		佐藤 多賀幸 委員は退室願います。

		(午後 3 時 48 分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 104 号」【貸借・貸付】第 2 号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、可と決します。
		佐藤 多賀幸 委員は入室願います。
		(午後 3 時 49 分 入室)
議	長	佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。
		「議案第 104 号」【貸借・貸付】第 2 号を可と決しました。
		次に、「議案第 105 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
農地係	長	56 ページをお開き願います。
		議案第 105 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は一関地域 1 件、千厩地域 1 件です。
		農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第 105 号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
16番		一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
齋藤	佳記 委員	現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

<p>議 長</p> <p>24番 藤野 秀一 委員</p>	<p>第1号、申請地は昭和57年頃から宅地及び進入路として利用されており、既に農地性は失われている。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>13番 及川 治雄 委員 農地係長</p>	<p>第2号、申請地は平成12年以前から店舗駐車場の一部として利用されており、既に農地性は失われている。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>13番 及川 治雄 委員</p> <p>これらの土地の課税は、どのようになっているのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>一般的には、現況によって課税されるものと承知しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第105号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第105号」を可と決します。</p>
<p>農地係長</p>	<p>次に、「議案第106号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>57ページをお開き願います。</p> <p>議案第106号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。</p>

土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。

58 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、一関東部土地改良区の東山地域の農地に係る3件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第106号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第106号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第106号」を可と決します。

次に、「議案第107号 非農地判断の取消しについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

59 ページをお開き願います。

議案第107号 非農地判断の取消しについて、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の運用について第4(1)の規定に基づき令和5年度と令和6年度に非農地判断を行ったものの、取消しについて判断を求めるものです。

60 ページをお開き願います。

第1号は、令和5年度分の藤沢地域に係る案件ですが、令和5年8月に現地調査を行ったところですが、事務局の錯誤により対象土地でない別の土地を調査して非農地判断してしまったものであり、当該土地は農地として適正に管理されていることを確認したことから、非農地判断の取消しの判断を求めるものです。

第2号及び第3号は、令和6年度分の花泉地域に係る案件です

が、本件は、令和6年8月に現地調査を行い、B分類（原野）と判定し、令和7年2月に非農地判断についての所有者の意向確認を行ったところ、非農地判断の対象から除外してほしいことを依頼する「除外依頼書」の提出がなかったことから、令和7年3月に非農地判断を行ったものです。

その後、土地所有者から非農地決定が不服である旨の連絡があったところです。

詳細を確認したところ、令和7年2月の非農地判断に係る意向確認の際に、「除外依頼書」の提出ではなく、花泉支所に「非農地判断の対象から除外してほしい」旨を電話連絡により依頼していたとのことでした。

調査したところ、電話連絡があったことの確認はできませんでしたが、令和7年2月の非農地判断に係る意向確認の際に、その旨の連絡があったとすれば、非農地判断の候補農地から除外していたことから、今回、非農地判断の取消しの判断を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第107号」の説明を終わります。

ここで一旦、休憩します。

(休憩)

議 長

再開いたします。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第107号 非農地判断の取消しについて」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第107号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第16回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時58分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員